

令和4年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
(「指定管理者募集要項等」に係る審査)

1 開催日時 令和4年7月1日(金) 15:47~16:32

2 開催場所 福祉増進センター「しあわせプラザ」 2階 研修室

3 対象施設 青森市東部市民センター、青森市大野市民センター、
青森市横内市民センター

4 出席者

(1) 選定評価委員 委員長 舘山 公(企画部次長)
副委員長 工藤 拓実(総務部次長)
委員 松本 大吾(青森大学准教授)
委員 西村 晴夫(東北税理士会青森支部税理士)
委員 木村 久美子(市民部次長)
委員 小笠原 聡(浪岡振興部次長)

(2) 施設所管課(中央市民センター)

館長 奥崎 和彦
主幹 工藤 伸彰
主幹 肥後 奈穂子
主査 田中 浩司

(3) 制度所管課(財政課)

副参事 阿部 有一郎
主幹 宮崎 恭次
主査 櫻田 博光
主事 小山内 崇起

5 案件 「指定管理者制募集要項等」に係る審査

6 審査結果

地元住民団体が担い手となることで市民センター事業の企画や施設運営に地域住民の声を生かしやすい、また、地域の特性を生かした事業展開が可能となること、地域のコミュニティの場としての活用が図られていることから、以下の地元住民団体を例外として公募によらずに指定管理者候補者として選定を行うこととする。

- ・青森市東部市民センター 青森市東部市民センター管理運営協議会
- ・青森市大野市民センター 青森市大野市民センター管理運営協議会

・青森市横内市民センター 青森市横内市民センター管理運営協議会
応募要項（案）への指摘事項を修正後、選定を行うことで、全委員異議なく、全会一致で了承された。

7 主な質疑内容

委員：指定管理者が事業報告する際に作成する収支決算書について、経理を担当するパートの業務員が作成していると思われるが、パートの業務員できちんと行われているのか。

施設所管課：これまでも毎年収支決算書を提出していただいているが、問題は無い。

委員：応募要項と募集要項とは意図して区別しているのか。

制度所管課：非公募施設は対象者が限定されるので、応募要項としている。

委員：指定管理料に精算残額が生じた場合に、精算方式か非精算方式かを選択制とする理由は何か。

施設所管課：各市民センターの管理運営協議会からの要望があつて、選択制としている。

委員：選定基準の効率性の配点を、標準例より5点上げて30点としている理由は何か。

施設所管課：地区市民センターの中で、直近では、令和2年度に古川市民センターと沖館市民センターの更新を行い、その際、当時の標準例に倣って配点を30点に変更しており、今回はそれにあわせた形で、現在の標準例より5点上げて30点とした。

委員：今回の非公募施設の標準例は25点となっており、配点を上げる特別な理由が無ければ標準例の25点でいいと思うがどうか。

施設所管課：特別な理由は無いため、25点としたい。

委員長：それでは、選定基準の「4 効率性」の配点については、標準例にあわせた25点に修正していただくことでよろしいか。
(異議なし)

委員：各市民センターの体育館の使用料が異なる理由は何か。

施設所管課：受益者負担の観点から、各施設の運営に要する人件費や物件費の金額及び施設の規模によって異なっている。

委員：維持修繕料が異なっていることも各施設の規模の違いによるものか。

施設所管課：各施設とも古い施設であるため、施設の規模による違いは特になく、不具合が生じて修繕した実績を踏まえた積算となっているため、維持修繕料が施設によって違いが出ている。